



様式3（裏面）

随意契約とする理由及び見積りの相手方を選定した理由

契約にあたっては、随意契約によることができる場合として定められた地方自治法施行令第167条の2に限定列挙されている条規のうち、同条第1項第1号「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」に該当し、同条第1項第1号の範囲内で定めた福島県財務規則第267条に規定されている額が100万円であり、この額を超えないため。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（随意契約）

福島県財務規則第267条（随意契約による場合の予定価格の限度額）

（6）前各号に掲げるもの以外のもの 100万円